

11/19(水)



をノー残業デーにしませんか？

福岡労働局では、福岡県内の企業・団体に
「一斉ノー残業デー」の
実施を呼びかけています。

「ノー残業デー」とは...

会社全体、あるいは部署ごとに、その日は残業をせず、定時(所定終業時刻)で、退社する日を設定することです。

場当たりに仕事を進めていては、「ノー残業デー」に定時退社できるとは限りません。ノー残業デーを設定することで、生産計画・業務計画など計画的な仕事の進め方の習慣づけができます。

「業務が沢山あって、長時間残業しなければ終わらない」と思っている、ノー残業デーの制度によって定時退社してみると、案外大丈夫な場合もあるものです。逆に省ける業務がはっきりするかも知れません。

また、「先輩が残っていると、先に帰り難い」等いわゆる「付き合い残業」が、無駄な時間であることも顕在化してくると思われれます。あるいは特定の担当者に業務が集中していることが顕在化すれば、業務再配分のきっかけになるかも知れません。

県内一斉の取組の目的は...

まだ、ノー残業デーを導入していない企業・団体には、導入のきっかけづくりをしていただきたいと存じます。

また、既にノー残業デーを導入している企業・団体では、その取組を再確認していただく機会としていただければ幸いです。



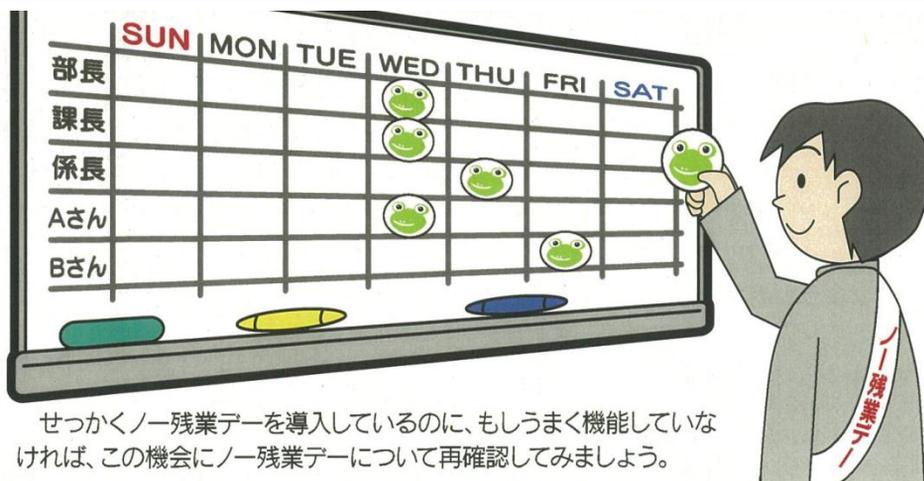
なぜ「11月19日」...

厚生労働省では、11月を「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進期間」と位置付けています。その中で、ノー残業デーとして多く導入されている水曜日を基本とし、月の半ばでもある11月19日（水）を一斉ノー残業デーの日としました。

「一斉」が困難な場合には...

仕事の内容等から、一斉に実施し難い企業もあります。そのような場合には、部署ごとに曜日を変えるなどの方法により、ノー残業デーに取り組んでいただければと思います。

また、一部には、労働者個人ごとに設定している企業もあります。



せっかくノー残業デーを導入しているのに、もうまく機能していなければ、この機会にノー残業デーについて再確認してみましょう。

参考(リンク)



- [リーフレット](#)

(裏面のアンケートにもご協力ください)

- [ワークライフバランスについて](#)

- [専門家による個別訪問サービス](#)

ひとつ「働き方」を変えてみよう!

カエル! ジャパン

Change! JPN 